

内閣参質二〇八第四四号

令和四年五月十七日

内閣総理大臣 岸田 文雄

参議院議長 山東 昭子 殿

参議院議員小西洋之君提出毎年薬価改定の見直しに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員小西洋之君提出毎年薬価改定の見直しに関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の「毎年薬価改定」については、市場実勢価格を踏まえて行う薬価改定が個別企業の具体的な活動に与える影響は様々であると考えられることから、お尋ねについて一概にお答えすることは困難である。

二について

御指摘の「毎年薬価改定は、薬価改定前に必要以上の在庫を持つことを避けようとして医薬品を買い控える医療機関及び薬局を増加させる」の意味するところが必ずしも明らかではないが、いずれにしても、個々の医療機関及び薬局における患者に対する医薬品の提供については、当該患者に対して必要な医療を提供する観点から、当該医療機関及び薬局において適切に対応されるものと考えている。

三について

御指摘の「過度な薬価の引下げ」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、他の医薬品と同様に市場実勢価格を踏まえて行う後発医薬品の薬価改定が個別企業の具体的な活動に与える影響は様々であると考えられることから、お尋ねについて一概にお答えすることは困難である。

四について

御指摘の「毎年薬価改定」については、一について述べたとおり、市場実勢価格を踏まえて行っているものであるが、「令和四年度薬価制度改革の骨子」（令和三年十二月二十二日中央社会保険医療協議会了解）において、「診療報酬改定がない年の薬価改定の在り方については、引き続き検討する」とされているところであり、政府としては、これに基づき、今後必要な検討を行ってまいりたい。